

平成二十七年三月遠野市議会定例会

遠野市教育行政推進の基本方針

平成二十七年二月二十七日

遠野市教育委員会

平成二十七年遠野市教育行政推進の基本方針

平成二十七年三月遠野市議会定例会が開会されるに当たり、平成二十七年の教育行政推進の基本方針について申し述べます。

はじめに、平成二十七年四月一日から施行される「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の一部改正があり、教育委員会制度が大きく変わります。

主な改正点は、教育委員長と教育長を一本化した新教育長を置き、教育行政における責任体制の明確化を図っていくことです。

また、首長が主宰する総合教育会議を設置し、これまで以上に首長と教育委員会が一体となって教育振興施策について協議・調整を行い、教育行政の推進を図ります。

さらに、首長は総合教育会議において、教育委員会と十分な協議・調整を尽くし、教育に関する大綱を策定します。首長が大綱を策定することで、地域住民の意向のより一層の反映と地方公共団体における教育、学術及び文化の振興に関する施策の総合的な推進を図ります。

なお、この法律改正には経過措置があり、法律施行日において在任中の教育長は委員としての任期満了まで、又は自ら退任するまで、従前の例により在職することになります。

さて、平成二十五年四月一日に開校した中学校三校が三年目を迎え、生徒全員が同じ制服になります。気持ちを一つにし、中学校の運営方針の基で一丸となって、よりよい中学校生活をスタートさせてほしいと思っております。

また、生徒からは、「学校行事や部活動が楽しい」と言った声も聞かれ、充実した学校生活を送っているものと思います。

子どもたちは、地域に帰れば、地域の子として、地域の特色ある行事や郷土芸能の伝承活動に取り組んでおります。子どもたちにとって、地域も家庭も教育の場であります。

今後とも、学校、保護者、地域との連携を強めて、それぞれの地域の特色ある文化や郷土芸能を大切にし、子どもたち自らが地域の一員として守り育てていく心を育む学校運営に努めるとともに、小・中連携による学力向上にも努めてまいります。

さらには、東日本大震災の被災体験を踏まえ、子どもたちが自らの未来を切り拓く力を育む「復興教育」を推進するとともに、子どもたちがふるさと遠野に夢と誇りを持ち、将来、多くの難問・課題を克服し、郷土、日本、さらには世界を舞台に、その発展に貢献することができる人材となるよう、学校教育をはじめ、社会教育、スポーツなどの各分野において一層の教育振興施策の推進に取り組んでまいります。

また、平成二十七年から「子ども・子育て支援新制度」がスタートいたしますが、子どもたちにとって何が一番いいことなのか見極めながら、小学校就学前における保育・幼児教育の環境整備に努めてまいります。

以下、遠野市総合計画及び遠野市教育振興基本計画に沿って、平成二十七年の主要な施策の概要について申し上げます。

第一は、就学前教育の充実についてであります。

幼児期は、生活や遊びなどの体験を通して、情緒的な発達や知的な発達、あるいは社会性を涵養するというような、人間としてより良く生きるための基礎を培うための大切な時期であります。

幼児の生活の場である家庭や地域、そして幼稚園、保育所等との連携、さらには就学に向けて、小学校との情報共有や相互理解を深める積極的な連携、交流の場を確保してまいります。

また、四月からスタートする「子ども・子育て支援新制度」により、保育料の算定方法が変わりますが、子育てするなら遠野として、より積極的な子育て支援の一環として、引き続き、保護者の保育料負担の軽減を図り、幼児教育の振興に努めてまいります。

公立保育所幼稚園にあつては、保育計画及び幼稚園教育課程に基づき、幼児の内面に働きかけ、一人一人の良さや可能性を見いだし、その芽を伸ばしていくための保育と教育に努めてまいります。

市内には、公立保育所・幼稚園と遠野市保育協会が運営する私立保育園があり、これらの運営の一元化を検討しておりますが、今後の子育て環境の在り方として重要な課題の一つであり、運営の一元化について、遠野市総合計画審議会に諮問し、ご意見をいただくとともに、地域住民や遠野市保育協会と協議を重ねてまいります。

第二は、学校教育の充実についてであります。

まずは、教育内容の充実について申し上げます。

平成二十七年度も引き続き、児童生徒の「生きる力」を育むため、確かな学力、豊かな心、健やかな体の「知・徳・体のバランスのとれた人間形成」という教育目的の実現に向けた取組を進めてまいります。

そのために、「基礎的な知識・技能の習得及び課題解決のための思考力等の育成」「豊かな心の育成」「健やかでたくましい心身の育成」の三つの視点で、次の五項目に重点を置き、教育内容の充実に努めてまいります。

重点の一つ目は、「学力向上の推進」であります。

平成二十六年年度から本格的に実施しております小・中学校連携と義務教育九カ年の見取りを重視した中学校区単位での学力向上の取組を推進してまいります。

加えて、学校教育専門員や指導主事の学校への派遣、各種研修会の開催などを引き続き実施し、教員の授業力の向上を支援してまいります。

また、児童生徒の基礎的な知識・技能の習得には、基本的な生活習慣や家庭学習を含む学習習慣の確立が重要であることから、家庭の理解と協力を得ながら、望ましい学習習慣づくりを目指してまいります。

重点の二つ目は、「特別支援教育の充実」であります。

特別支援学級の指導の充実はもちろんのこと、各学校の通常学級に在籍する特別な支援が必要な児童生徒一人一人の教育的ニーズに応えられるよう、引き続き特別支援教育支援員を配置し、より一層の支援体制を整えてまいります。

また、小・中学校と県立花巻清風支援学校遠野分教室との一層の連携を図りながら、児童生徒の適切な就学支援を進めてまいります。

重点の三つ目は、「豊かな心を育む教育の推進」であります。

平成二十一年度から小学校で実施している「JFAこころのプロジェクト 遠野わらすっこ『夢の教室』」を引き続き実施し、児童の「夢」

を育む教育を推進してまいります。

また、道徳教育、復興教育はもとより、学校行事における体験活動、読書活動など、あらゆる教育活動を通じて、豊かな感性を育み、命と思いやりの心を大切にすることを推進してまいります。

さらに、いじめや不登校などの問題については、今後も保護者を対象としたアンケート調査を実施するとともに、多様化する生徒指導上の問題に対処するため、各学校の教育相談体制への支援を図り、スクールカウンセラーや外部機関とも積極的に連携しながら、問題の早期発見、早期解決を目指してまいります。

重点の四つ目は、「特色ある学校づくりの推進」であります。

小・中学校が、それぞれの校長のリーダーシップのもと、地域の特性や児童生徒の実態に応じて、創意工夫を生かした教育活動を展開していく「特色ある学校づくり事業」を推進してまいります。

そして、重点の五つ目は、「学校経営の質的向上」であります。

小・中学校が、それぞれの学校経営において、特に重視すべき取組についての具体的目標を「まなびフェスト」として設定し、学校、家庭、児童生徒、地域が目標を共有して達成に努めるとともに、学校評価を通して、学校経営のさらなる充実に取り組んでまいります。

次に、教育環境の充実について申し上げます。

学校施設の整備については、児童生徒の学ぶ意欲を高め、引き続き、児童生徒が安全かつ健康で心豊かな学校生活を送ることができるよう、教育環境の整備を進めてまいります。

遠野中学校は、屋内運動場の大規模改造工事、遠野西中学校は、プール改修工事を行います。その他、各学校において、更なる教育環境の整備を進めてまいります。

また、通学対策では、スクールバスによる安全かつ効率的な運行に努めるとともに、教材の整備、就学援助など、引き続き質の高い教育を支える学習環境の向上を図り、地域の特性を活かした人材を育成するため、市内県立高校との連携を深めてまいります。

次に、学校給食の充実について申し上げます。

総合食育センター「ぱすぽる」は、開設三年目を迎えます。学校給食の更なる品質向上のため、配送業務委託業者、食材納入業者及び学校との連携を十分に取しながら、安全衛生管理の徹底に努めてまいります。特に、学校給食への異物混入は、あってはならないことであり、混入の未然防止対策を徹底いたします。

学校給食費は、「子育てするなら遠野」を推進し、保護者の負担軽減を図るため、昨年度に引き続き、一食単価の額を据え置き、給食メニュー、調理方法に更に工夫を加え、栄養バランスのとれた、おいしい給食の提供に努めてまいります。

地産地消の推進については、遠野市産直給食会と連携を図り、安全安心な地元食材の安定的な供給と利用拡大に努めてまいります。

また、児童生徒が、学校給食を通して郷土の食文化や地域の農産物への理解を深める、「遠野まるごと給食」を引き続き実施するとともに、栄養教諭、学校栄養職員及び栄養士の連携のもと、学校訪問を積極的に実施し、「食育」と「健康教育」の一層の推進を図ってまいります。

第三は、社会教育の充実についてであります。

社会教育については、市民のみなさんがともに学び、ともに活動できる生涯学習の環境づくりを、遠野市教育文化振興財団と連携しながら進めてまいります。

また、芸術文化活動の活性化を図るため、引き続き民間ならではの手法を取り入れた芸術文化振興事業を推進してまいります。

永年、市民センター事業として取り組んできた遠野物語ファンタジーやバレエスタジオ、遠野少年少女合唱隊などの地域における創造的で文化的な活動が評価されて、本年一月に総務大臣から「地域創造大賞」を受賞しました。これを機に、更に地域の文化の盛り上げを図ってまいります。

特に、児童生徒の「知・徳・体」を総合的に育む人間形成には、家庭や地域社会がそれぞれの教育的機能を発揮し、学校と一体となって子どもたちの教育に当たることが重要となります。

このことから、家庭や地域社会の教育力の充実を図るため、児童生徒、親、学校、地域、行政の五者が連携し、教育振興運動の共通課題に取り組んでまいります。

また、「家庭学習の充実」「読書活動の推進」に取り組むとともに、「放課後子ども教室」を継続して実施し、家庭学習の習慣化による学習意欲の向上を目指してまいります。

さらには、生まれ育ったふるさとの良さを発見し、郷土に誇りを持つて成長できるための活動、友好都市との交流など様々な体験活動を通じ

て、人との関わり方やふるさとを愛する心を育ててまいります。

また、アメリカ合衆国・テネシー州チャタヌーガ市への中学生派遣交流事業を支援し、国際性豊かな「世界に羽ばたく遠野人」の育成を図ってまいります。

第四は、スポーツの振興についてであります。

スポーツは、市民の健康増進をはじめ、子どもたちの心身の健全な発達に重要な役割を果たしています。

市民の健康づくり活動を推進するため、日常的に生涯にわたってスポーツに親しむことを目指す「健康づくり総合プログラム」の実践を引き続き推進してまいります。

子どもの体力向上につきましては、幼児を対象とした運動教室や、児童を対象としたスポーツ教室などを実施し、幼少期からスポーツ・運動に慣れ親しみ、運動の楽しさを実感することで、生活習慣の改善、スポーツ・運動習慣の普及を進めてまいります。

また、スポーツ少年団等の活動の促進及び指導体制の強化を図りながら、経験豊かな指導者やトップアスリートを招き、ジュニアスポーツの競技力の向上に努めてまいります。

第五は、文化財の保存と継承についてであります。

文化財は、先人の営みを知る大切な遺産であることから、これを後世に確実に継承していくことを基本に据え、文化財への理解と関心を深める学習機会の充実を図ってまいります。

また、平成二十七年度は、国指定重要文化財の「千葉家住宅」保護のための長期にわたる修理事業に着手し、千葉家住宅の保存活用基本構想を策定します。

国の重要文化的景観「遠野 土淵山口集落」においては、山水車小屋の保存修理を実施し、その活用を推進してまいります。

以上、平成二十七年度の教育行政推進に関する基本的方向と主要な施策の概要について申し述べました。

教育は「未来」をつくるものであります。子どもたちが将来をしつかり見据え、夢と志をもって、力強く生き抜いていくことができるよう「生きる力」を身につけさせることこそが、教育の役割であり、使命であります。

教育委員会では、法律の改正もあり、市長部局との相互補完の関係をさらに深め、学校現場、地域とより密着した「活動する教育委員会」として、子どもたちの豊かな学びを創造し、遠野の未来を担う人づくりに邁進してまいりますので、議員各位、そして市民のみなさまの御理解と御協力を賜りますよう、心からお願い申し上げます。